

## 厚木市補助金等交付規則

昭和45年 3月31日

規則第 5 号

改正 昭和46年 6月21日規則第31号

昭和46年 7月 3日規則第33号

昭和46年 7月15日規則第34号

昭和47年11月 1日規則第51号

昭和48年 5月15日規則第23号

昭和49年 4月30日規則第24号

昭和53年10月18日規則第37号

昭和55年 3月24日規則第 2号

昭和57年 7月 1日規則第37号

昭和60年 3月30日規則第13号

昭和61年 4月 1日規則第24号

昭和62年 3月31日規則第16号

昭和63年 3月30日規則第17号

平成元年 3月29日規則第 8号

平成 4年 3月31日規則第16号

平成 6年 3月31日規則第16号

平成 9年 3月31日規則第10号

平成10年 3月31日規則第16号

平成11年12月24日規則第55号

平成13年 3月31日規則第21号

平成13年12月17日規則第37号

平成16年 3月26日規則第14号

平成17年 3月31日規則第51号

(題名改称)

平成19年 3月30日規則第22号

平成23年12月28日規則第39号

注 昭和49年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市における市民の福利増進を図るため、その事業を行う者に対し、補助金等を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(昭53規則37・全改、平17規則51・平19規則22・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付対象となる事務又は事業をいう。

(平17規則51・全改)

(交付の対象)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(平17規則51・全改)

(補助金等交付の申請手続)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者(団体等の場合は、その代表者)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(昭53規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・一部改正)

(補助金等交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認められたものについて、予算の範囲内において補助金等の額を決定しなければならない。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金等の額を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書によりその旨を補助金等の交付を申請した者に通知するものとする。

(昭53規則37・昭55規則2・昭60規則13・昭63規則17・平13規則37・平17規則51・一部改正)

(補助金等の他用途への使用禁止)

第6条 補助金等の交付を受けた者は、当該補助金等を当該事業の遂行のためにのみ使用し、他の用途へ使用してはならない。

(昭53規則37・全改、平17規則51・一部改正)

第7条 削除

(平17規則51)

(事業の計画変更)

第8条 補助金等の交付決定を受けた者は、当該決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請のあったときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書によりその旨を事業計画の変更を申請した者に通知するものとする。

(昭53規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・平19規則22・一部改正)

(補助金等の交付時期)

第9条 補助金等は、補助事業を完了した後において交付するものとする。た

だし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の一部又は全部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金等の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(平17規則51・全改、平19規則22・一部改正)

(事業実績の報告)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、その補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(昭53規則37・昭57規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・一部改正)

(立入検査等)

第11条 市長は、前条の規定により事業実績の報告を受けた場合においては、書類の審査及び現地調査等を行い、その実績報告書に係る補助金等の交付決定及び補助条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により調査した結果、補助条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことをその者に対して指示することができる。

(昭53規則37・昭57規則37・平17規則51・一部改正)

(補助金等の返還)

第12条 補助金等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助条件に違反したとき。

- (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第11条第2項の市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 補助事業の施行方法が不適當（不正な行為を含む。）であると認められるとき。
- (5) 補助事業に係る支出額が補助金額より少ないとき。

（昭53規則37・昭57規則37・昭60規則13・平17規則51・一部改正）

（暴力団等の排除）

第13条 市長は、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。以下「条例」という。）第8条の規定により、補助事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、補助金等の交付を受けようとする者又は補助金等の交付決定を受けた者が条例第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第3号に掲げる暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の照会により、補助金等の交付を受けようとする者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金等を交付する決定をしない。

3 市長は、第1項の照会により、補助金等の交付決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金等の返還を命ずることができる。

（平23規則39・追加）

（個別の補助金等の手続等）

第14条 市長は、個別の補助金等に関し、補助金等の名称及び目的、補助対象となる事業、補助の条件、補助金等の額並びに補助金等の交付に係る手続（この規則に定めるものを除く。）等の基準について、別に定めるものとする。

（平17規則51・追加、平23規則39・旧第13条線下）

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された第3号様式および第6号様式については、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（昭和55年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の厚木市補助金交付規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第13号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第16号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第17号）

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則（平成元年規則第8号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第16号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第16号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第37号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第51号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第39号）

この規則は、平成24年 1 月 1 日から施行する。